

令和7年第7回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和7年7月18日（金） 午後2時55分～午後3時40分

2. 開催場所 棚倉町役場 議員控室

3. 出席委員 （農業委員11名・推進委員2名）

会 長 15番 沼野 謙一

農業委員

2番 草野 勇助	5番 金澤 俊夫	6番 秋山 勝康
7番 高萩 幸一	8番 齋藤 登	9番 垂石 みわ子
10番 藤田 監次	11番 鈴木 敏夫	12番 根本 秀男
14番 須藤 芳浩		

推進委員 根本 勝彦 陣野 康浩

4. 欠席委員

職務代理者 1番 緑川利喜男 4番 渡邊 秀行 13番 星 實
推進委員 鈴木 廣紀 塩田 喜一

5. 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地法第30条に基づく非農地判断について

協議第1号 次回総会及び現地調査の日程について

会 議	長 長	あいさつ
		はじめに、本日の農業委員会ではありますが、棚倉町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、1番 緑川 利喜男 委員、4番 渡邊 秀行 委員、13番 星 實 委員、鈴木 廣紀 推進委員、塩田 喜一 推進委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。 ただ今の出席委員は、農業委員11名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第7回棚倉町農業委員会総会を開会します。 次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会会議規則第42条の規定に基づき、6番 秋山 勝康 委員、7番 高萩 幸一 委員を指名します。 次に、会期の決定であります。今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議 長	長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定されました。 それでは、早速議事に入ります。
議 長	長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		報告第1号について、朗読を持って説明。
議 長	長	ただ今の事務局の説明について、質問等がありましたらお願いします。
全 委 員		「なし」
議 長	長	質問等がないようであります。これは、報告案件でありますので、報告のみとさせていただきます。
議 長	長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。 まず、議題の内容と番号1について事務局より説明願います。
事 務 局		議案第1号の議題の内容と番号1について、朗読を持って説明。
議 長	長	次に調査員の報告であります。陣野康浩推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員		番号1の調査結果について、ご報告いたします。 7月8日、午前9時より、申請地において、申請人から委任を受けた、譲受人の父である●●●●さん立会いのもと、事務局 梨本さん、益子さんと調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、売買により所有権移転をするものです。 申請地は、譲受人とその家族によって、草刈りと耕起がされており、いつでも農地として利用できるよう保全管理が施されていきました。 譲渡後は、サトイモなどの野菜を作付けしていく予定とのことです。 なお、譲受人は、申請地付近で26年にわたり営農しており、トラクターなどの農機具を保持しておりました。

		そのため、肥培管理の面においても特に問題ないと認められ、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、原案のとおり承認することに決定されました。
議	長	つぎに、番号２について事務局より説明願います。
事	務 局	番号２について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります、塩田喜一推進委員に調査をお願いしておりましたが、欠席の届出がありました。よって、調査報告書を預かっておりますので、事務局より報告願います。
事	務 局	番号２の調査結果について、ご報告いたします。 7月8日、午前9時30分より、申請地において、申請人から委任を受けた、譲受人の母である●●●●さん立会いのもと、事務局 梨本さん、益子さんと調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、売買による所有権移転をするものです。 申請地の現状については、譲受人によって稲の作付けがされており、草刈りなど保全の面においても管理が行き届いていました。 なお、譲受人は、申請地区内で30年にわたり営農しており、農機具等については、トラクターや田植え機などを保持しております。 そのため、肥培管理の面においても特に問題ないと認められ、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。

全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議 長	議案第２号「農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題の内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。 まず、議題の内容と番号１について事務局より説明願います。
事 務 局	議案第２号の議題の内容と番号１について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告であります。塩田喜一推進委員に調査をお願いしておりましたが、欠席の届出がありました。よって、調査報告書を預かっておりますので、事務局より報告願います。
事 務 局	番号１の調査結果について、ご報告いたします。 ７月８日午前９時より申請地において、申請人から委任を受けた行政書士の●●●●さん立会いのもと、齋藤委員と事務局の深谷さんと調査を行ってまいりました。申請内容につきましては、只今、事務局が説明したとおりであります。 まず、取水については敷地内にある町水道給水管から引き込みます。また、雨水は敷地内に自然浸透とし、汚水は合併浄化槽で処理し、宅地北側にある既存排水溝へ流します。申請地は住宅が点在する集落内に位置するため、集団農地の蚕食分断及び日照等にも影響はないと判断してまいりました。 委員の皆様のご審議の程よろしく願います。
議 長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議 長	つぎに、番号２について事務局より説明願います。
事 務 局	番号２について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告であります。根本勝彦推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
根本推進委員	番号２の調査結果について、ご報告いたします。 ７月８日火曜日、午前９時３５分から申請地において、申請人である●●●●さん及び行政書士●●●●さん立会いのもと、齋藤農業委員と事務局の深谷主任主査

		とで現地調査を行ってまいりました。申請内容につきましては、只今、事務局が説明したとおりであります。まず、用水については、東側町道に埋設してある棚倉町上水道管より引き込みをします。雨水は、敷地内自然浸透としますが、余水については敷地内に勾配を設け東側町道側溝に流入させます。汚水は、合併浄化槽から東側町道側溝に流入させたのち、●●川に放流する予定です。盛土については、現況は申請地西側に傾斜がついていることから住宅敷地となる部分について盛土・整地及び敷砂利と転圧を十分に行い土砂流出を防止します。なお、住宅敷地と庭となる部分の法面については芝を張り盛土面からの土砂の流出を防ぎます。 なお、申請地北側及び西側に農地がありますが、申請地より高い位置にあり、また住宅は平屋建てであるため日照等に影響をありません。さらに申請地は宅地に接している農地であるため、集団農地の蚕食分断にもあたりません。 以上、現地において確認してまいりましたが、特に問題はないものと見てまいりました。委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	つぎに、番号３について事務局より説明願います。
事	務 局	番号３について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。根本勝彦推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
根 本 推 進 委 員		番号３の調査結果について、ご報告いたします。 ７月８日火曜日、午前１０時から申請地において、申請人から委任を受けた行政書士●●●●さん立会いのもと、齋藤農業委員と事務局の深谷主任主査とで現地調査を行ってまいりました。申請内容につきましては、只今、事務局が説明したとおりであります。まず、用水、取水はありません。雨水は自然浸透とし、汚水は発生しません。申請地内は土地の形状を変えることなく整地するのみであるため、土砂流出等の心配はなく、のり面や土手については現状のまま利用します。 なお、工事車両の進入路として利用する農道と水路が接していることから鉄板を設置し、水路の保護をします。フェンスの設置については、境界から１ｍ以上離れた位置とし、パネルは境界から２ｍ以上離して設置するため日照・通風等による支

		障はなく、また蚕食分断ありません。 なお、管理については定期的な巡回を行うとともに草刈りを実施し、隣接地に迷惑のかからないようにするとのことであります。 以上、現地において確認してまいりましたが、特に問題はないものと見てまいりました。委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	つぎに、番号４について事務局より説明願います。
事 務 局		番号４について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。鈴木廣紀推進委員に調査をお願いしておりましたが、欠席の届出がありました。よって、調査報告書を預かっておりますので、事務局より報告願います。
事 務 局		番号４の調査結果について、ご報告いたします。 ７月８日午前１０時３０分より申請地において、●●●●●●●●さん立会いのもと、齋藤委員と事務局の深谷さんと調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては、只今、事務局が説明したとおりであります。 まず、申請地では敷地内整地のみで、切土、盛土は行わないので土砂流出の恐れはありません。雨水は、基本は自然浸透としますが、大雨の際は勾配により南側の水路に流れます。隣接する農地への影響ですが、パネルは境界より２ｍ以上離して設置し、東側は休耕田、西側、南側の田は申請地より一段、高いところにあるため、日照等には影響はないと見てまいりました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。

		これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。	
全	委	員	「異議なし」
議	長		異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長		つぎに、番号５について事務局より説明願います。
事	務	局	番号５について、朗読を持って説明。
議	長		次に調査員の報告であります。鈴木廣紀推進委員に調査をお願いしておりましたが、欠席の届出がありました。よって、調査報告書を預かっておりますので、事務局より報告願います。
事	務	局	番号５の調査結果についてご報告いたします。 7月8日午前10時55分より申請地において、譲渡人の●●●●さん、譲受人の母である●●●●さん、行政書士の●●●●さん、立会いのもと、齋藤委員と事務局 深谷さん、調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては事務局が説明したとおりであります。 まず、申請地では、盛土等を行わず、駐車場とする箇所は現在、平場となっており、敷砂利、転圧工を施工し、路盤の安定強化を図ります。雨水は自然浸透としますが、大雨の際は南側の既存の水路に流れるように排水勾配を設けます。 また、構造物の建築はないため、日照等に支障を及ぼすことはありません。さらには、現在の進入口より北に100mほど進んだところに、新たに進入口を設けますので、見通しも良く、安全に通行ができるようになります。 調査の結果、特に問題はなく許可相当と思われますが、ご審議の程よろしく願います。
議	長		ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委	員	「なし」
議	長		質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委	員	「なし」
議	長		討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委	員	「異議なし」
議	長		異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長		議案第3号「農地法第30条に基づく非農地判断について」を議題とします。 議題の内容を事務局より説明願います。

事務局		議案第3号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議長		ただいまの事務局説明のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
議長		質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員		「なし」
議長		討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は非農地とすることに異議ありませんか。
全委員		「異議なし」
議長		異議なしと認めます。 よって、本件は、非農地とすることに決定されました。
議長		協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事務局		協議第1号について、朗読を持って説明。
議長		ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いいたします。
全委員		「なし」
議長		質問等が無いようでありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全委員		「異議なし」
議長		異議なしと認めます。 よって、協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。
議長		以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和7年第7回棚倉町農業委員会総会を閉会とします。 大変ご苦労様でした。

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和7年7月18日

棚倉町農業委員会 会長

議事録署名委員 6番委員

7番委員